

7. 中小小売商業高度化事業，特定商業施設等整備事業，民間中心市街地商業活性化事業 その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

(1) 現状分析

中心市街地の小売商業は市全体よりも急激に衰退しており，市全体の小売商業に占める中心市街地の店舗数・従業者数・売場面積・販売額の割合も低下を続けている。

古くから神宮門前の宿場町としての伝統のある中心市街地は，バス交通が盛んな昭和 30 年代までは広域交通の結節点であり，来街者で栄えていた。このため，客層の異なる複数の商店街が存在し，参拝客・広域住民・地域住民それぞれをターゲットとした商業が成立していた。

その後，モータリゼーションや高速自動車交通の利便性向上により，幹線道路沿道等への大規模商業施設の立地，神宮参拝が宿泊から日帰り観光の立ち寄りスポットの一つに変化したことによる観光産業の衰退，市街地の拡散による人口の流出が進み，中心市街地内の商業は空き店舗の増加など，目に見える形で衰退した。

現在，中心市街地内は地区内に生鮮三品（魚・肉・野菜）を購入できる店舗がなく，地区外でも徒歩圏内のスーパーマーケットは 1 店舗しかない，いわゆる買物困難区域となっている。地域の購買力は幹線道路沿道のショッピングセンター等に流出している状況である。

中心市街地内で営業を継続しているのは鹿島神宮参拝客向けの飲食店，土産店，古くからの専門店などの個店（お店ごとに地域ニーズに併せて，品揃えやサービス等を変えた店舗）のみである。参拝客をターゲットとした店舗についても，鹿島神宮は参拝客が訪れる曜日や時間帯が偏っている傾向があるため，安定的な営業は難しい状況にあり，週末のみ開店する店舗も見られる。

観光の面では，近年のパワースポットブームやインバウンド観光による訪日旅行者の増加，東京オリンピック・パラリンピック 2020 の開催地指定を受け，平成 29 年に鹿行 5 市（鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，銚田市）と地元企業が「アントラーズホームタウンDMO」を構成し，広域観光の取組み拡大を目指している。

(2) 経済活力の向上の必要性

中心市街地はかつて広域商圈の中心商業地，神宮門前の観光商業地として栄えていたが，その後のモータリゼーション等の交通条件の変化，市街地の拡散等により，商業地としての位置づけが変化し，これに対応することができないままとなっている。

年間約 130 万人の参拝客が訪れる門前の商業地として，現在のような閑散とした状況は望ましくないという認識は多くの市民に共有されているものの，商業活性化のきっかけをなかなかつかめない状況が続いてきたが，近年鹿島神宮に若い女性を中心とした参拝客が増加し，東京オリンピック・パラリンピック 2020 の開催地に本市が選ばれるなど，観光まちづくりへの機運が高まっている。

一方，本市の近年の人口動向から，若年子育て層の女性の就業の場の創出や今後増加を続ける退職者の雇用促進や生きがいつくりのニーズが高まっており，衰退の進む中心市街地において観光の振興を起爆剤とした新たなにぎわいの創出，経済循環の創出を図ることは今後の都市経営の上でも重要な課題と考えられる。

本市最大の交流資源である鹿島神宮を抱える中心市街地のポテンシャルを活かし、参拝客や住民が多様な交流を育む中で、幅広い世代の活躍の場としていく中で新しい経済循環を生み出していくことが必要となっている。

地域における新たな経済循環を生み出していくためには、これまでの行政が中心となった取組みには限界があることから、民間が中心となり行政はこれを側面から支援する公民連携によるまちづくりに移行していくことが必要であり、そのための基盤づくりを本基本計画の推進を通じて進めていくことが必要である。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置づけした事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 17. 提案制度によるにぎわいづくり（共創のまちづくり）事業</p> <p>【内容】 行政提案制度により、中心市街地のにぎわいづくり事業を公募し、官民連携で事業を実施することにより中心市街地の活性化につなげる事業。</p> <p>【実施時期】 H24 年度～</p>	<p>鹿嶋市</p>	<p>本市では市民、事業者等によるまちづくり提案制度である「鹿嶋市共創のまちづくり事業支援制度」に基づき、これまでも観光ルート開発などで具体的な成果を挙げてきた。</p> <p>本事業は同制度に基づき、中心市街地におけるにぎわい創出事業の募集を行い、官民連携による中心市街地の活性化を目指すことを目的としたものであり、中心市街地において多様な主体の参加による持続的なまちづくりを展開していくものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 ○ 中心市街地活性化ソフト事業〔総務省〕</p> <p>【実施時期】 R2 年度～R6 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 18. チャレンジショップ支援事業 【内容】 創業を検討している個人及び法人を対象に、空き店舗等を活用したお試し出店などの支援を行う事業。 【実施時期】 R2年度～	鹿嶋市 鹿嶋市商工会	本事業は、中心市街地で創業を検討している個人や法人に対し、一定の期間格安で試験的な出店ができるスペースの提供や、希望の規模にあった売場の斡旋等を行う事業であり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 ○中心市街地活性化ソフト事業〔総務省〕 【実施時期】 R2年度～R6年度	新規
【事業名】 19. 城山桜祭り支援事業 【内容】 鹿島城山公園で毎年春に開催される「かしま桜まつり」の運営に対する支援を行う事業。 【実施時期】 H3年度～	鹿嶋市観光協会	鹿島城山公園にはソメイヨシノを中心にシダレザクラやヤエザクラなど、約300本を超える桜が植えられており、毎年春に開催される「かしま桜まつり」には市内外から多くの人が訪れる。 本事業は、毎年開催されているこのイベントの運営支援のみならず、桜等の樹木の剪定などの維持管理等の支援も目的としており、交流資源の維持活用を目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 ○中心市街地活性化ソフト事業〔総務省〕 【実施時期】 R2年度～R6年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 20. 共同店舗整備推進事業 【内容】 まちなかの商機能の活性化・維持を図り、中心市街地の活性化に資する調査を行う事業 【実施時期】 R1年度	民間事業者	本事業は、鹿島神宮門前町のコンパクトでにぎわいのあふれるまちづくりに繋がる商業施設のあり方を検討するための調査・検討に要する経費に補助を行うことを目的としたものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 ○地域まちなか活性化・魅力創出支援事業費補助金(中心市街地活性化支援事業)のうち調査事業〔経済産業省〕 【実施時期】 R1年度	新規

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 16. 空き店舗リノベーション事業(空き店舗への新規出店)</p> <p>【内容】 商店街組織が単独またはまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う公益性の高い取組を支援する事業</p> <p>【実施時期】 R2年度～R6年度</p>	<p>まちづくり会社, 商店街組織, 民間企業, 特定非営利活動法人等</p>	<p>中心市街地には後継者不足等により廃業した店舗併用住宅や店舗が多い。 本事業は、現状のままでは店舗部分のみを賃貸することが難しい店舗併用住宅に対する店舗・住宅間の隔壁の設置支援や空き店舗の改修、現在営業中の店舗の業態変更に伴うリノベーションを行うことにより、空き店舗等の活用を促進させることを目的としたものであり、中心市街地を周辺住民や観光客にとって魅力的な商業地としていくものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。 ※店舗には、事業所や事務所を含む。</p>	<p>【支援措置】 ○商店街活性化・観光消費創出事業〔経済産業省〕</p> <p>【実施時期】 R2年度～R6年度</p>	<p>新規</p>
<p>【事業名】 21. まちなか空き店舗マッチング事業</p> <p>【内容】 中心市街地内に新規出店を検討する方に対して、空き店舗等の情報を提供し、空き店舗の解消を図る事業。</p> <p>【実施時期】 H30年度～</p>	<p>まちづくり会社</p>	<p>本事業は、中心市街地の土地建物所有者における、不動産の利用状況や賃貸意向を確認し、新規出店を希望する事業者との橋渡しを行うことにより中心市街地での空き家や空き店舗等の解消を図り、新たなまちの担い手の参画を促すことを目的としたものであり、中心市街地の商業の魅力向上など、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 地方創生推進交付金〔内閣府〕</p> <p>【実施時期】 H30年度～R2年度</p>	<p>新規</p>
<p>【事業名】 22. にぎわい広場利用促進事業</p> <p>【内容】 大町通りに整備されたにぎわい広場を活用するイベントの拡充に向けた支援を行う事業。</p> <p>【実施時期】 H30年度～</p>	<p>まちづくり会社</p>	<p>鹿島神宮門前の大町通りに整備された「ト伝にぎわい広場」では毎月第三土曜日に「門前三の市」を開催しているが、本事業は門前三の市の継続的な開催と、将来は朝市・昼市・夜市の開催を検討しており、イベントの拡充による更なる賑わい創出に向けた支援を行うことを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 地方創生推進交付金〔内閣府〕</p> <p>【実施時期】 H30年度～R2年度</p>	<p>新規</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 23.かみの市支援事業 【内容】 中心市街地における地域の特産品の飲食・販売を定例化し、地域産業の活性化を図る。 【実施時期】 H30年度～	まちづくり会社	本事業は、まちづくり会社を中心になって地域産品を活用したマルシェ等の定例イベントを企画することにより、来街者の創出を図ることを目的としたものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」及び目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 地方創生推進交付金〔内閣府〕 【実施時期】 H30年度～R2年度	新規
【事業名】 24.まちなか起業支援事業 【内容】 新たに起業した事業者に対して、地域の企業や生産者とのネットワークづくりや、セミナーの開催、相談業務などを行う事業 【実施時期】 H27年度～	鹿嶋市商工会	中心市街地において創業や事業継承・多角化等による第二創業を検討する企業に対し、商工会が創業支援事業計画に基づき既存の支援制度に上乘せして行う事業である。 市内企業や生産者とのネットワークづくり、セミナーの開催や相談等の支援を通じて中心市街地における経済活動の活性化を図ることを目的としたものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 ○創業支援事業補助金〔経済産業省〕 【実施時期】 H27年度～R3年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 25.地消地産推進事業 【内容】 地元産の農水産品が市内に流通しにくい現状を踏まえ、広域から人の集まる中心市街地において、地域の食材を取り扱う直売所・飲食店などと連携して、地消地産を推進する事業。 【実施時期】 H29年度～	鹿島旬の食材選定委員会	中心市街地で開催されるイベント等を通じて、生産者が消費者と触れ合いながら販売を行うことにより、市場ニーズに対応した生産の向上を図り、将来的には、中心市街地に整備される観光客をターゲットとした店舗などへの販売所の設置運営などに展開していく。 本事業は広域から訪れる観光客との「食」を通じた交流の資源として地域の農水産品を活用し、地域の農水産業や商業の活性化を図る事業であり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。	【支援措置】 —	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 26. 鹿島神宮門前まちづくり会議</p> <p>【内容】 商業者、地域住民等、中心市街地活性化に関わる関係者、まちづくりに興味のある市民有志等の幅広い参加による意見交換の場を設ける事業。</p> <p>【実施時期】 H30 年度～</p>	まちづくり会社	<p>門前町のあり方を常に話し合うことができる場（リアル／SNS）を設けることで、中心市街地を協業・共創が生まれやすい場所に変えていく事業。</p> <p>市民、市内の事業者、行政関係者をはじめ、外部の人も参加しやすいプログラムの企画に努め、関係人口（移住等まではいかなくても外から協力する人の数）の増加を目指す。</p> <p>民間主導のまちづくりの有用性に対する認識が高まる中で、公民連携のプラットフォームとなる場づくりを担うことを目的としたものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p>	新規
<p>【事業名】 27. 宮中ふるさと市支援事業</p> <p>【内容】 鹿島神宮の祭事に合わせて鹿嶋市商工会、鹿嶋市宮中地区商店会連合会が主催する市を定例化できるように助成を行う事業。</p> <p>【実施時期】 H11 年度～</p>	鹿嶋市商工会	<p>「宮中ふるさと市」は鹿島神宮の祭礼に合わせて商工会と宮中地区商店会連合会が共催している催事である。</p> <p>現在は、ホテル古保里前の駐車場などで祭礼時に開催しているが、今後はト伝にぎわい広場や二の鳥居横などのスペースを活用した定例イベントとして開催することを検討している。</p> <p>本事業は民間主体の継続的にぎわい創出イベントとして自立運営できるよう、必要な助成を行うことを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p>	
<p>【事業名】 28. アントラーズサポーターまちなか誘導事業</p> <p>【内容】 鹿島神宮と鹿島アントラーズ FC の連携によりサポーターの中心市街地への来街を促す施策を支援する事業。</p> <p>【実施時期】 R1 年度～</p>	鹿島神宮、鹿島アントラーズ FC	<p>本市等をホームタウンとする Jリーグクラブである鹿島アントラーズの主催試合には、毎試合市内・周辺地域・東京及び全国から多くの観戦者が訪れるが、スタジアム以外の市内スポットに訪れることはほとんどなく、鹿島神宮についても同様である。そこで、鹿島アントラーズと鹿島神宮が連携した新たなソフト施策を展開していくことが検討されている。</p> <p>本事業は、鹿島神宮と鹿島アントラーズという本市の 2 大コンテンツが連携して、中心市街地内に新たな人の流れを作るための施策を展開することを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p>	新規

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 29. 特産品・土産品開発事業</p> <p>【内容】 地元農水産物を使用した特産品・土産品開発の支援を行い、観光客に提供していく事業。</p> <p>【実施時期】 R2 年度～</p>	鹿嶋市	<p>本市には鹿島灘はまぐり・鹿島だこ・生しらすなどの海産物、キャベツ・メロンなどの農産品があるが、十分に活用されておらず、土産物も少ないことが課題となっている。</p> <p>本事業は生産者や市内事業者間の協業、多様な主体の参画により地域産品を活用した特産品・土産品の開発を行う活動に対する支援を行うことを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p>	新規
<p>【事業名】 30. 商い元気塾支援事業</p> <p>【内容】 商工会青年部及び若手有志が運営にあたる地域活性化人材育成プログラム「鹿嶋商い元気塾」に対する支援を行う事業。</p> <p>【実施時期】 H18 年度～</p>	商い元気塾	<p>「鹿嶋商い元気塾」は、市・商工会の支援のもと、商工会青年部及び若手有志が創業者等の創出・育成・交流を通じて地域の活性化を図ることを目的とした事業である。</p> <p>現状は市全域を対象とした事業であるが、本事業では既存の事業を拡充し、門前町での観光まちづくりやなりわいづくりに取り組むプログラムなどの充実を目的としたものであり、目標指標①「人が集う魅力的な商業エリアの再生」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p>	
<p>【事業名】 31. 鹿嶋ふるさとガイド育成事業</p> <p>【内容】 鹿島神宮や鹿島新當流の歴史、地域に根差したスポーツ文化など、本市独自の観光資源について、観光客に案内する人材を育成する事業。</p> <p>【実施時期】 H11 年度～</p>	ふるさとガイド	<p>「鹿嶋ふるさとガイド」は平成 11 年の発足以来、鹿島神宮周辺で無料の観光案内を行っているボランティア団体であるが、メンバーの高齢化が進んでおり、後継者の育成が課題となっている。</p> <p>本事業は、ボランティア育成のための講習会などの開催を支援し、ふるさとガイド事業の継続性を確保することにより観光客へのホスピタリティの向上を図ることを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 32. 鹿嶋神の道の運営支援事業</p> <p>【内容】 鹿嶋神の道運営委員会が設定したまち歩きコースの管理や、まち歩きツアー等のイベント開催を支援する事業。</p> <p>【実施時期】 H21 年度～</p>	鹿嶋神の道運営委員会	<p>鹿嶋市市民活動支援制度に基づく共創のまちづくり事業（市民提案型）に採択され、鹿嶋神の道運営委員会が運営してきた「鹿嶋神の道」事業では、これまでロードマップ等の作成、ウォーキングコースの企画立案などを行ってきた。</p> <p>本事業は、本市で不足している着地型観光や体験型観光に、これまでの本事業の成果を活用することを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	【支援措置】 —	
<p>【事業名】 33. 鹿島神宮ツアーバス誘致事業</p> <p>【内容】 観光誘客の増加を実現するため、関係各社が連携して旅行代理店に対してバスツアーの誘致を行う事業。</p> <p>【実施時期】 H28 年度～</p>	まちづくり会社	<p>鹿島神宮、観光協会、地元商業者、市が連携し、旅行代理店に対してバスツアーの誘致活動を行うとともに、ツアーの受け入れ態勢を構築することにより、観光誘客と観光消費の喚起を行うことを目的とした事業であり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	【支援措置】 —	
<p>【事業名】 34. かしま商工夏まつり支援事業</p> <p>【内容】 毎年夏に行われる商工会主催の夏祭りを支援する事業。</p> <p>【実施時期】 H11 年度～</p>	鹿嶋市商工会	<p>毎年夏に行われる商工会主催の夏祭りは、鹿嶋市商工会と宮中地区の商工会会員が行うイベントである。</p> <p>本事業は毎年恒例の夏のイベントを支援するものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	【支援措置】 —	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 35. お祭り支援事業（下座連育成事業）</p> <p>【内容】 神幸祭の山車の祭囃子を支える下座連の人材育成を支援し、地域の文化の継承を推進する事業。</p> <p>【実施時期】 R2年度～</p>	市民センター	<p>鹿島神宮で毎年9月に催される御神幸で曳かれる5台の山車は中心市街地を構成する各区が支えてきたものであり、山車に乗る下座連による祭り囃子は祭りの風物詩となっている。下座連は高齢化・人口減少等により後継者不足が深刻であり、その育成が課題となっているが、これまで活動団体の組織化は行われていない。</p> <p>本事業は、下座連の育成支援を通じて、中心市街地の各区の絆や愛郷心、まちの担い手を育ててきた伝統文化の継承を図ることを目的としたものであり、目標指標②「来街者が滞遊するまちづくり」の達成に必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 —</p>	新規